

川崎市開発登録簿の閲覧等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 1 3 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 1 2 号

川崎市開発登録簿の閲覧等に関する規則の一部を改正する規則

川崎市開発登録簿の閲覧等に関する規則（昭和45年川崎市規則第73号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「閲覧」の次に「等」を加え、同条中「閲覧し、」を「閲覧しようとする者（以下「閲覧希望者」という。）」に、「その」を「登録簿の」に、「に必要事項を記載」を「への必要事項の記載又は窓口閲覧システム（登録簿の閲覧等を行うための電子情報処理組織でまちづくり局指導部建築管理課が所管するものをいう。以下同じ。）への必要事項の入力」に改める。

第9条第2号中「登録簿」の次に「又は窓口閲覧システムの端末機器」を加える。

第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（インターネットの利用による閲覧等）

第10条 第2条から前条までの規定にかかわらず、市長は、登録簿をインターネットを利用して閲覧希望者が閲覧することができる状態に置く措置をとることができる。

2 第6条の規定にかかわらず、登録簿の写しの交付の請求については、川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（平成18年川崎市規則第85号）第4条で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

附 則

この規則は、令和8年3月16日から施行する。